

飯田市土地利用基本方針（変更箇所抜粋）

（変更箇所抜粋：）

変更後（変更部分：赤字）		変更前（変更部分：赤字）	
飯田市土地利用基本方針		飯田市土地利用基本方針	
飯田市		飯田市	
（当初 平成 19 年 7 月 1 日施行）		（当初 平成 19 年 7 月 1 日施行）	
（変更 令和 3 年 10 月 22 日施行）		（変更 令和 3 年 1 月 6 日施行）	
（目次）		（目次）	
（略）		（略）	
飯田市土地利用基本方針 変更の経過		飯田市土地利用基本方針 変更の経過	
変更箇所	施行日	変更箇所	施行日
（略）	（略）	（略）	（略）
<u>第 1 編 飯田市土地利用基本方針</u> <u>第 4 章 飯田市における主要課題</u> <u>第 2 編 市全域の都市づくりの構想</u> <u>第 1 章 都市づくりの理念と目標</u> <u>第 3 章 都市の整備に関する方針</u> <u>第 1 節 市全域に対する土地利用の方針</u> <u>第 4 節 「土地利用基本計画」における地域区分ごとの土地利用の方針</u> <u>第 4 章 都市施設の整備方針</u> <u>第 1 節 交通施設の整備方針</u> <u>第 3 節 河川等の整備方針</u> <u>第 4 節 上・下水道等の整備方針</u>	<u>令和 3 年 10 月 22 日</u>		

第5章 防災都市づくり
第8章 自然的環境の整備と保全
の方針
資料編 資料—4 都市計画道路
の見直し方針

(略)

第1編 飯田市土地利用基本方針

(略)

第4章 飯田市における主要課題

2. 前提条件を踏まえた主要課題

(略)

(2) 環境持続性

① 自然環境の喪失と災害脅威の増大

○担い手の不足による二次的自然の喪失

農林業の厳しい経営状況による所得低迷や担い手不足などの影響により、保水や洪水調整の機能を果たしてきた貴重な農用地が減少し、森林も整備が遅れています。加えて、適正な管理がされないため、人の手入れが必要な田畑や森林などの二次的自然が荒廃し、災害の脅威が増大するといった課題があります。

(略)

③ 地球環境の悪化と環境負荷の増大

○環境的制約

年々深刻となっている地球環境の悪化は、将来において世界的規模での温暖化、水や食料の危機、天然資源の枯渇などが危惧され、地域においても二酸化炭素(CO2)の排出抑制、水循環の確保、脱自動車依存、循環型社会*の構築といった環境的制約が課せられています。

今後は、低炭素ライフスタイルへの転換や住宅の低炭素化をはじめとする省エネの取り組みとともに、エネルギー自給率を高める創エネルギーの取り組みを多様な主体との協働で進めることが重要になっています。持続可能な地域づくりのため、環境と経済が好循環する仕組みを構

(略)

第1編 飯田市土地利用基本方針

(略)

第4章 飯田市における主要課題

2. 前提条件を踏まえた主要課題

(略)

(2) 環境持続性

① 自然環境の喪失と災害脅威の増大

○担い手の不足による二次的自然の喪失

農林業の厳しい経営状況による所得低迷や担い手不足などの影響により、保水や洪水調整の機能を果たしてきた貴重な農用地が減少し、森林も荒廃が進んでいます。加えて、適正な管理がされないため、人の手入れが必要な田畑や森林などの二次的自然が荒廃し、災害の脅威が増大するといった課題があります。

(略)

③ 地球環境の悪化と環境負荷の増大

○環境的制約

年々深刻となっている地球環境の悪化は、将来において世界的規模での温暖化、水や食料の危機、天然資源の枯渇などが危惧され、地域においても二酸化炭素(CO2)の排出抑制、水循環の確保、脱自動車依存、循環型社会*の構築といった環境的制約が課せられています。

今後は、低炭素ライフスタイルへの転換や住宅の低炭素化をはじめとする省エネの取り組みとともに、エネルギー自給率を高める創エネルギーの取り組みを多様な主体との協働で進めることが重要になっています。持続可能な地域づくりのため、環境と経済が好循環する仕組みを構

築していくことが課題となります。

また、身近な農用地の荒廃に対しても、環境面での公益的機能の維持と向上の取り組みが課題となっています。

※ 「循環型社会」とは：ごみの排出が抑制されるとともに、再使用、再生利用等の促進と適正な処理の確保によって、天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減される社会をいいます。

(略)

第2編 市全域の都市づくりの構想

第1章 都市づくりの理念と目標

(略)

3. 都市づくりの目標

(1) 災害に強く安全なまち

当地域の災害の歴史を振り返ると、ここに暮らす人々は多くの災害を乗り越えて、豊かな生活を営んできました。

しかし、近年は災害の危険性の高い箇所への開発の進行、農用地の荒廃、また、地球規模での気候の変化などにより、災害に対する脅威の増大が懸念されています。更に阪神・淡路大震災における教訓から、建物の耐震性や都市の防災機能の強化、地域防災福祉の必要性などが求められています。

こうした自然災害や火災による被害を最小限に抑えるため、より一層の災害に対する防災、防火、耐震や福祉等の対策を強化するとともに、地域防災福祉コミュニティの確立、住民支え合いマップづくりなど自らできることの取り組みや災害時要配慮者への対応などソフト対策をあわせて実施することにより、災害に強く安全なまちを目指します。

(略)

第3章 都市の整備に関する方針

(略)

第1節 市全域に対する土地利用の方針

築していくことが課題となります。

また、身近な農用地や森林などの荒廃に対しても、環境面での公益的機能の維持と向上の取り組みが課題となっています。

※ 「循環型社会」とは：ごみの排出が抑制されるとともに、再使用、再生利用等の促進と適正な処理の確保によって、天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減される社会をいいます。

(略)

第2編 市全域の都市づくりの構想

第1章 都市づくりの理念と目標

(略)

3. 都市づくりの目標

(1) 災害に強く安全なまち

当地域の災害の歴史を振り返ると、ここに暮らす人々は多くの災害を乗り越えて、豊かな生活を営んできました。

しかし、近年は災害の危険性の高い箇所への開発の進行、森林や農用地の荒廃、また、地球規模での気候の変化などにより、災害に対する脅威の増大が懸念されています。更に阪神・淡路大震災における教訓から、建物の耐震性や都市の防災機能の強化、地域防災福祉の必要性などが求められています。

こうした自然災害や火災による被害を最小限に抑えるため、より一層の災害に対する防災、防火、耐震や福祉等の対策を強化するとともに、地域防災福祉コミュニティの確立、住民支え合いマップづくりなど自らできることの取り組みや災害時要配慮者への対応などソフト対策をあわせて実施することにより、災害に強く安全なまちを目指します。

(略)

第3章 都市の整備に関する方針

(略)

第1節 市全域に対する土地利用の方針

(略)

4. グリーンインフラの導入推進

グリーンインフラ*は、自然環境の持つ多面的な機能や仕組みを、社会資本整備や土地利用等に活用することで地域の課題解決に貢献する手法で、持続可能な都市・地域づくりにつながる取り組みです。

国では、平成27年度に閣議決定された国土形成計画や第4次社会資本整備重点計画において、「国土の適切な管理」、「安全・安心で持続可能な国土」、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取り組みを推進することを位置付けました。

長野県では、グリーンインフラをまちづくりの有用な手段として捉え、まち全体に拡げていくことを目的として「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」を令和3年4月に策定しました。

当市としても、持続可能な開発目標である「SDGs」との親和性も高く、「2050年いいだゼロカーボンシティ宣言」の実現に資することから、令和3年7月に「信州まちなかみどり宣言(知事との共同宣言)」を行い、県と連携してグリーンインフラ導入推進に取り組んで行くこととしています。

※グリーンインフラとは、グリーンインフラストラクチャー (Green infrastructure) の略で、自然の持つ多機能性やしなやかな回復能力などの特性を賢く活用するインフラ整備・管理の新しい取組です。

(1) 基本方針

○導入にあたっての基本的な考え方

計画段階又は設計段階において、自然災害への対応、環境の保全、人口減少・高齢化への対応といった地域課題を把握し、目標を明確化した上で、自然環境が有する多様な機能や仕組みを活用する手法を取り入れた対応案(必要に応じて複数案)を立案します。

防災・減災、地域の魅力向上・地域振興、環境保全・改善、健康・文化への貢献といった機能や仕組みを考慮して、技術的又は専門的知見も踏まえて、対応案を検討します。

検討にあたっては、行政のみならず、各種団体、地域住民、大学や研究機関などの公・民・学の連携した組織づくりを行い、多様な主体の参画によって取り組むよう努めます。

○機能と効果の発現

自然環境が有する多様な機能には、良好な景観形成、生物の生息・生育の場の提供、浸水対策(浸透等)、健康、レクリエーション等文化提供、延焼防止、外力減衰、緩衝、地球温暖化緩和、ヒートアイランド対策等があり、これらの機能は時間の経過とともに変化するため、必要な機能が効果的に

(略)

発現できるよう検討します。

○新たな都市の整備への導入推進

今後予定される大規模な新たな都市の整備にあたっては、自然の持つ多面的な機能や仕組みを活用したグリーンインフラの導入を推進し、複数の地域課題を同時に解決して、持続可能な社会の構築とまちなかの魅力醸成に寄与するよう取り組みます。

(略)

第4節 「土地利用基本計画」における地域区分ごとの土地利用の方針

(略)

3. 緑の環境保全地域

(略)

(2) 具体的な内容

○森林整備計画による森林整備等

- ・森林整備計画に基づき計画的な植林、間伐や管理などを行い、林業の振興を図り、森林を保全します。

○多様な担い手による林業振興

- ・林業振興の推進として、流域などの都市との交流の促進、グリーン・ツーリズムの推進、NPOやボランティアによる森林体験など林業の多様な担い手の活用により、**森林**の保全と管理に努めます。

○保安林等の指定の推進

- ・森林地域にある集団的な緑は、保安林等の指定を更に推進します。特に水源域の森林については水資源を保全するために土地利用の動向を把握しつつ、開発を抑制する観点から重点的に取り組みます。

○地域材の利用の促進

- ・森林資源の有効利用と地域材の利用促進など林産資源を活用します。
- ・「飯田市公共建築物・公共土木工事等における木材利用促進方針」による公共事業での木材利用を促進するとともに、木質ペレット※ストーブやチップボイラーなどの普及を図り、木質バイオマス※のエネルギー利用を推進します。

※ 「木質ペレット」とは、粉々に粉砕した木に圧力を加えることで固めた固形燃料で、木屑や間伐材などの木材としての利用価値が少ないもので製造可能です。

※ 「バイオマス (biomass)」とは：生物に由来する資源のことです。

(略)

第4節 「土地利用基本計画」における地域区分ごとの土地利用の方針

(略)

3. 緑の環境保全地域

(略)

(2) 具体的な内容

○森林整備計画による森林整備等

- ・森林整備計画に基づき計画的な植林、間伐や管理などを行い、林業の振興を図り、森林を保全します。

○多様な担い手による林業振興

- ・林業振興の推進として、流域などの都市との交流の促進、グリーン・ツーリズムの推進、NPOやボランティアによる森林体験など林業の多様な担い手の活用により、**その**保全と管理に努めます。

○保安林等の指定の推進

- ・森林地域にある集団的な緑は、保安林等の指定を更に推進します。特に水源域の森林については水資源を保全するために土地利用の動向を把握しつつ、開発を抑制する観点から重点的に取り組みます。

○地域材の利用の促進

- ・森林資源の有効利用と地域材の利用促進など林産資源を活用します。
- ・「飯田市公共建築物・公共土木工事等における木材利用促進方針」による公共事業での木材利用を促進するとともに、木質ペレット※ストーブやチップボイラーなどの普及を図り、木質バイオマス※のエネルギー利用を推進します。

※ 「木質ペレット」とは、粉々に粉砕した木に圧力を加えることで固めた固形燃料で、木屑や間伐材などの木材としての利用価値が少ないもので製造可能です。

※ 「バイオマス (biomass)」とは：生物に由来する資源のことです。

<p>○野生鳥獣対策</p> <ul style="list-style-type: none"> シカによる食害やサルによる被害が増加しており、森林の部分的な絶滅や植林した樹木の立ち枯れだけでなく、貴重な植物などにも被害が広がっています。その結果として、森林の表土の保水能力が低下し、土砂の流出や土砂崩れなどの発生原因になります。また、山際の農用地でも野生鳥獣による農作物被害が増えています。そのため、これらの被害軽減に有効な方策を国や県などの関係団体と連携して取り組みます。 <p>(略)</p> <p>第4章 都市施設の整備方針</p> <p>(略)</p> <p>第1節 交通施設の整備方針</p> <p>(略)</p> <p>○環状道路軸</p> <p>環状道路軸は、都市機能などが集中する市中心部へのアクセス性向上を担う内環状道路軸と、定住自立圏（南信州広域圏）の環状機能を担う外環状道路軸を位置づけます。</p> <p>(略)</p> <p>1. 都市計画道路</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○道路交通体系の変化と対応</p> <p>中央自動車道や国道153号バイパス、更には羽場大瀬木線が開通しました。今後もリニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通を見据えた交通体系の整備が必要となります。</p> <p>以上のことから、社会情勢の変化を踏まえた選択と集中による計画的な都市計画道路の整備に向け、将来都市構造に資するよう総合的な見直しを行っていきます。</p>	<p>○野生鳥獣対策</p> <ul style="list-style-type: none"> シカによる食害やサルによる被害が増加しており、森林の部分的な絶滅や植林した樹木の立ち枯れだけでなく、貴重な植物などにも被害が広がっています。その結果、森林の表土の保水能力が低下し、土砂の流出や土砂崩れなど深刻な状況にあります。また、山際の農用地でも野生鳥獣による農作物被害が増えています。そのため、これらの被害軽減に有効な方策を国や県などの関係団体と連携して取り組みます。 <p>(略)</p> <p>第4章 都市施設の整備方針</p> <p>(略)</p> <p>第1節 交通施設の整備方針</p> <p>(略)</p> <p>○環状道路軸</p> <p>環状道路軸は、医療施設が集中する市中心部へのアクセス性向上を担う内環状道路軸と、定住自立圏（南信州広域圏）の環状機能を担う外環状道路軸を位置づけます。</p> <p>(略)</p> <p>1. 都市計画道路</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○道路交通体系の変化と対応</p> <p>中央自動車道や国道153号バイパス、更には羽場大瀬木線が開通しました。今後もリニア中央新幹線開通を見据えた交通体系の整備が必要となります。</p> <p>以上のことから、社会情勢の変化を踏まえた選択と集中による計画的な都市計画道路の整備に向け、将来都市構造に資するよう総合的な見直しを行っていきます。</p>
--	---

(略)

(2) 具体的な内容

(略)

○都市計画道路の見直しに関する方針

- ・都市計画道路の全路線について必要性等を検証し、次の視点により都市計画道路の見直しに関する方針 (資料編資料-4を参照) を作成します。
- ・都市計画道路の見直しは、長野県が策定している「都市計画道路見直し指針(案)」(平成18年3月策定)に基づき、未整備の都市計画道路の全路線について「必要性」「代替性」「実現性」の3つの視点より評価・検証し作成した、「飯田市都市計画道路見直し方針」をもとに進めていきます。
- ・「飯田市都市計画道路見直し方針」において変更候補や廃止候補となっている路線については、関連する地区において住民説明会などを実施し、住民との合意形成された路線から順次、都市計画道路の変更を行います。
- ・リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通も見据えて、全市的又は広域的な視点に立って、必要な道路を新たに都市計画道路として位置付けます。
- ・特に国道153号飯田南道路は、内環状道路の連絡とともに、高規格道路の代替機能を担う重要な路線であり、広域道路ネットワークの一環をなす道路として都市計画道路に位置付けます。

○都市計画道路の計画的な整備

上記方針に基づき都市計画道路の計画決定を見直しつつ、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通を見据え、整備の必要性が高い路線については計画的に整備を推進します。

(略)

4. 道路

(略)

(2) 具体的な内容

(略)

○都市計画道路の見直しに関する方針

- ・都市計画道路の全路線について必要性等を検証し、次の視点により都市計画道路の見直しに関する方針を作成します。
- ・都市計画道路の見直しは、長野県が策定している「都市計画道路見直し指針(案)」(平成18年3月策定)に基づき、未整備の都市計画道路の全路線について「必要性」「代替性」「実現性」の3つの視点より評価・検証し作成した、「飯田市都市計画道路見直し方針」をもとに進めていきます。(資料編資料-4を参照)
- ・「飯田市都市計画道路見直し方針」において変更候補や廃止候補となっている路線については、関連する地区において住民説明会などを実施し、住民との合意形成された路線から順次、都市計画道路の変更を行います。

○都市計画道路の計画的な整備

上記方針に基づき都市計画道路の計画決定を見直しつつ、リニア中央新幹線開通を見据え、整備の必要性が高い路線については計画的に整備を推進します。

(略)

4. 道路

(1) 基本方針

道路整備の必要性、緊急性等の観点から優先順位を設定し、それに基づいた効率的かつ自然的環境に配慮した整備に努めます。

市街地の拡大の抑制、営農環境の保全を前提として、必要な路線かどうかをよく判断して計画的な整備を推進します。既存道路は長寿命化の計画等により適切に維持管理を行い、有効に利活用します。

(2) 具体的な内容

○三遠南信自動車道の整備促進と景観形成

- ・三遠南信自動車道の早期全線開通の実現に向けて、国と連携して整備を推進します。また、整備されたインターチェンジ周辺等については、個性的な街路樹を植えるなど景観に配慮した整備が進められるよう国に働きかけます。
- ・三遠南信自動車道の現道利用区間となる上村～南信濃間の国道 152 号については、早期の改良が必要であるため、県と連携して整備を推進します。

○幹線道路の交通渋滞対策

- ・山本・伊賀良地区の国道 153 号は、慢性的な渋滞、道路幅員不足や線形不良による交通容量不足といった課題を有しています。国道 153 号現道の通過交通の分離と交通円滑化による地域間アクセス強化及び地域の安全性確保に寄与するバイパス案が国から示されたので、国の直轄事業として早期に整備されるよう積極的に取り組みます。

(略)

○計画的な更新と維持管理

- ・道路施設の維持管理を適切に行うため、長寿命化修繕計画に基づき計画的な更新、修繕又は点検を実施し安心して安全な道路管理に努めます。

(略)

第3節 河川等の整備方針
河川等

(略)

(2) 具体的な内容

(1) 基本方針

道路整備の必要性、緊急性等の観点から優先順位を設定し、それに基づいた効率的かつ自然的環境に配慮した整備に努めます。

市街地の拡大の抑制、営農環境の保全を前提として、必要な路線かどうかをよく判断して計画的な整備を推進します。既存道路は適切に維持管理を行い、有効に利活用します。

(2) 具体的な内容

○三遠南信自動車道の整備促進と景観形成

- ・三遠南信自動車道の早期全線開通の実現に向けて、国と連携して整備を推進します。また、整備されたインターチェンジ周辺等については、個性的な街路樹を植えるなど景観に配慮した整備が進められるよう国に働きかけます。
- ・三遠南信自動車道の現道利用区間となる上村～南信濃間の国道 152 号については、早期の改良が必要であるため、県と連携して整備を推進します。

○幹線道路の交通渋滞対策

- ・国道 153 号の飯田南バイパスは、三遠南信自動車道の飯田山本インターチェンジが設置されたことに伴い、さらなる増加が予想される伊賀良地区の交通渋滞の対策のためにその整備が必要となることから、国の直轄事業として整備されるよう積極的に取り組みます。

(略)

(略)

第3節 河川等の整備方針
河川等

(略)

(2) 具体的な内容

(略)

○河川の適正な維持管理

- ・河川施設の維持管理を適切に行うため、定期的な点検に基づき計画的な更新又は修繕を実施し安全な河川管理に努めます。また、地域住民等と協同し河川管理に取り組みます。

(略)

第4節 上・下水道等の整備方針

(略)

2. 下水道（污水）

下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することによって、都市の機能を守る重要な施設です。このため、都市における生活と企業活動により生じる排水の処理が主目的である都市施設といえます。また農業集落排水処理施設（小規模集合排水処理施設を含む）は、農業集落における環境衛生の向上を図って農業の振興に資するとともに、公共用水域の水質保全に寄与する重要な施設です。このため、水質保全によって、良好な営農環境を確保することが主目的である農業施設といえます。

飯田市は、公共下水道区域、特定環境保全公共下水道区域、農業集落排水区域、小規模集合排水処理区域を集合処理により、その他の区域は合併浄化槽による個別処理により水質保全を行っています。平成25年度末には集合処理区域内の整備が概ね完了し、今後は、計画的維持管理と健全経営に努めます。

飯田都市計画における下水道は、公共下水道として飯田処理区及び川路処理区並びに竜丘処理区（特定環境保全公共下水道）を計画決定し、整備しています。その他に都市計画以外で、和田処理区（特定環境保全公共下水道）を整備しています。

(略)

(2) 具体的な内容

○集合処理と個別処理による連携

- ・効率的かつ効果的な水洗化率の向上を図るため、公共下水道区域、特定

(略)

○河川管理の連携と協力

- ・河川の管理については、行政だけではなく地域住民や特定非営利活動法人（NPO）などの多様な主体の参加を得て協力して取り組みます。

(略)

第4節 上・下水道等の整備方針

(略)

2. 下水道（污水）

下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することによって、都市の機能を守る重要な施設です。このため、都市における生活と企業活動により生じる排水の処理が主目的である都市施設といえます。また農業集落排水処理施設は、農業集落における環境衛生の向上を図って農業の振興に資するとともに、公共用水域の水質保全に寄与する重要な施設です。このため、水質保全によって、良好な営農環境を確保することが主目的である農業施設といえます。

飯田市は、公共下水道区域、特定環境保全公共下水道区域、農業集落排水区域を集合処理により、その他の区域は合併浄化槽による個別処理により水質保全を行っています。平成25年度末には集合処理区域内の整備が概ね完了し、今後は、計画的維持管理と健全経営に努めます。

飯田都市計画における下水処理場は、松尾浄化管理センター、竜丘浄化センター、川路浄化センターが計画決定され整備されています。その他の終末処理場としては、南信濃地区に和田浄化センターが整備されています。

(略)

(2) 具体的な内容

○集合処理と個別処理による連携

- ・効率的かつ効果的な水洗化率の向上を図るため、公共下水道区域、特定環境保全公共下水道区域、農業集落排水区域などを地域の実情に応じて

環境保全公共下水道区域、農業集落排水区域、小規模集合排水処理区域などを地域の实情に応じて指定し、整備を進めてきました。この整備された既存施設は、今後も適正に維持管理し必要に応じた修繕や改築に努めます。更に、人口減少による地域の動向と将来都市構造を踏まえて、その効果と可能性・効率性をよく判断し、集合処理区域の見直しや処理施設の統廃合などを長期的な視点から検討します。

○計画的な修繕や改修

- ・中心市街地の管路は、布設後 50 年以上が経過しており、老朽化対策や幹線管路の耐震化が大きな課題となっています。今後は、中長期的な計画に基づくストックマネジメント計画や総合地震対策計画により、計画的な修繕・改築や施設更新に努めます。

(略)

第 5 章 防災都市づくり
防災都市づくりの方針

(略)

B. 風水害対策等

(略)

b. 土砂災害対策

- ・土砂災害防止工事等のハード対策と合わせて、県と協力して土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害警戒情報の迅速かつ確実な提供により警戒避難態勢の強化に努めます。特に土砂災害警戒情報や避難勧告等の緊急情報が、早く正確に市民に伝わる情報伝達手段を引き続き検討し、整備を図ります。
- ・近年の集中豪雨等により、土砂災害の発生が増加しており、発生リスクが高い個所や、住宅地の後背で適正な管理がされていない森林においては、災害に強い森林づくりを優先して進めます。
- ・近年、深層崩壊による被害が全国的に発生しており、当市でもその発生リスクが高い地域があります。ハード対策が極めて困難であるため、市民を交えた早期避難を行うための対策が急務であり、自然からの恩

指定し、整備を進めてきました。この整備された既存施設は、今後も適正に維持管理し必要に応じた修繕や改築に努めます。更に、人口減少による地域の動向と将来都市構造を踏まえて、その効果と可能性・効率性をよく判断し、集合処理区域の見直しや処理施設の統廃合などを長期的な視点から検討します。

○計画的な修繕や改修

- ・中心市街地の管路は、布設後 50 年以上が経過しており、老朽化対策や幹線管路の耐震化が大きな課題となっています。今後は、中長期的な計画に基づく長寿命化計画や総合地震対策計画により、計画的な修繕や改修に努めます。

(略)

第 5 章 防災都市づくり
防災都市づくりの方針

(略)

B. 風水害対策等

(略)

b. 土砂災害対策

- ・土砂災害防止工事等のハード対策と合わせて、県と協力して土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害警戒情報の迅速かつ確実な提供により警戒避難態勢の強化に努めます。特に土砂災害警戒情報や避難勧告等の緊急情報が、早く正確に市民に伝わる情報伝達手段を引き続き検討し、整備を図ります。
- ・土砂災害は、近年、異常気象による局地的集中豪雨、森林の整備の遅れや管理の不足に起因とすると考えられるものが発生しています。住宅地の後背に控える森林が、手入れ（施業）がされず、杉やカラ松など針葉樹林の根が浅くなっており、森林としての保水機能や土の安定性の低下を招いています。そのため、住宅地の背後にある森林を重点的に間伐、その他の整備の推進に努めます。また、必要な箇所は、砂防施設等の災害対策の整備に努めます。
- ・近年、深層崩壊による被害が全国的に発生しており、当市でもその発

恵と災害リスクと向き合いながら生活できる地域づくりを行います。

(略)

第8章 自然的環境の整備と保全の方針

○飯田市の美しい水

当市は、豊かな水資源を有し、清流から供給される水道水は全国的にもおいしい水です。また、日本の名水百選として猿庫の泉が選定されています。このことは、市域の84パーセントを占める豊かな森林等による自然からの贈り物です。また農業を中心とした土地利用によって豊かな水資源が貯えられてきました。

人々が育てあげた水田や森林等の多面的機能を介して清らかな水が供給され、その水はまた豊かな緑を育成し、水の循環が成り立っています。

(略)

生リスクが高い地域があります。ハード対策が極めて困難であるため、市民を交えた早期避難を行うための対策が急務であり、自然からの恩恵と災害リスクと向き合いながら生活できる地域づくりを行います。

(略)

第8章 自然的環境の整備と保全の方針

○飯田市の美しい水

当市は、豊かな水資源を有し、清流から供給される水道水は全国的にもおいしい水です。また、日本の名水百選として猿庫の泉が選定されています。このことは、市域の85パーセントを占める豊かな森林等による自然からの贈り物です。また農業を中心とした土地利用によって豊かな水資源が貯えられてきました。

人々が育てあげた水田や森林等の多面的機能を介して清らかな水が供給され、その水はまた豊かな緑を育成し、水の循環が成り立っています。

(略)

資料編

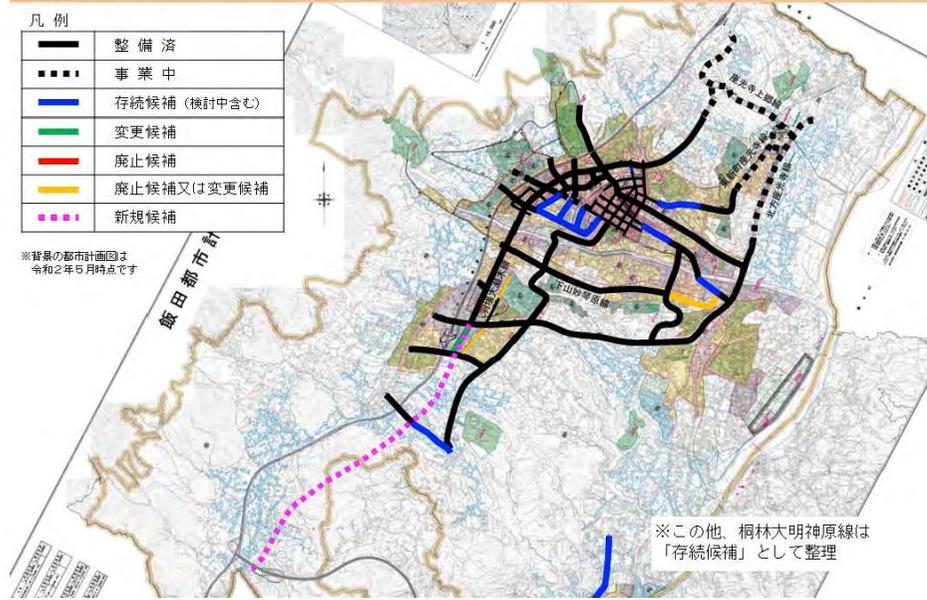
資料-4 都市計画道路の見直し方針

■都市計画道路の見直し方針

凡例

	整備済
	事業中
	存続候補 (検討中含む)
	変更候補
	廃止候補
	廃止候補又は変更候補
	新規候補

※背景の都市計画図は令和2年5月時点です



資料編

資料-4 都市計画道路の見直し方針

■都市計画道路の見直し方針

凡例

	整備済・事業中
	存続候補
	変更候補 (H30都決目途)
	廃止候補又は変更候補
	廃止候補 (H30都決目途)
	新規候補 (H30都決目途)

